

産学共同研究センターの利用者募集について

産学共同研究センターの新規申込及び継続利用を希望される方は利用申請書類を八王子1号館旧研究推進課(研究支援室の代行)にご提出ください。利用申請書はホームページをご覧ください。利用者募集要項につきましては次のとおりです。

産学共同研究センター(新規・継続)利用者募集要項

1. 施設名称

産学共同研究センター Collaborative Open Research Center (CORC)

2. 設立趣旨

本センターは、本学専任教員が学外の企業等と連携し、研究資金の提供を受け、あるいは公的機関からの資金援助を受けて、特定の研究課題について一定期間研究を遂行するための研究室を提供するもので、産学の連携強化による科学技術の発展に寄与することを目的とします。

3. 施設内容

①場 所 : 八王子キャンパス

②敷地面積: 3,000 m²

③延べ床面積: 1,760 m²(地上4階建て)

④研究室面積: 一研究室単位(基本ユニット)60 m²、全室バルコニー付。

⑤研究室仕様: 汎用性を重視して、水道、都市ガス、電気、空調設備、ネットワーク設備を標準装備し、床はPタイル、天井はメッシュ天井仕上げになっています。実験用電源は、単相 100V、単相 200V、三相 200Vを備えており、実験用冷却水、実験廃水設備が設置されています。専用バルコニーには、必要な措置を講じてポンペを設置し、実験用ガスの使用も可能です。ただし、2~4階の09・10室(基本ユニット)は、コンピュータ利用を目的として、床がOAフロアカーペット、天井が化粧石膏ボード仕上げの軽実験室になっています。床積載荷重は 400 kg/m²です。

⑥共用施設: 1階に応接室、会議室、給湯室、床の間付和室、事務室、エレベーター等の共用施設があります。

⑦その他: 研究室設置の設備との接続工事、オプション装備等の工事費、並びに研究期間終了時に原状回復する費用は、すべて利用者の負担になります。

4. 募集要項

①申請者資格: 産学共同研究センターの研究室を利用申請することができる研究責任者は、外部の研究資金を獲得し、特定の研究課題の研究を目的とする本学専任教員(特別専任教授を含む)に限ります。利用申請には、一研究室単位(基本ユニット)あたり空室がある場合に限り年額を 150 万円以上の外部研究資金を調達することが必要です。科学研究費補助金による申請の場合は、間接経費 100 万円以上がついている補助金に限ります。

②募集研究室: 継続利用を含め 13 室

③申請書類: a. 産学共同研究センター(新規・継続)利用申請書

b. 外部研究資金調達証明書類=委託研究依頼書あるいは寄付申込書等を添付した「調査・研究受託承認申請書」あるいは「指定寄付金受入承認申請書」の写し等

c. その他提出を求められた書類

●a. の利用申請書に、b. の承認申請書(決裁後のものが望ましい)の写しを必ず添付して提出してください。出願時に正式のb. の書類が添付できない場合は、出願前にお申し出ください。

- 利用申請書の申請者印、学科長印のないもの、必要書類不備のものは受付できません。
- 申請書に虚偽の記入や、又は記入内容が明らかでないときは、無効になることがありますのでご注意ください。
- 重量のある機器や大型の機器の搬入予定がある場合には、利用申請書の特記事項欄にその物品名、重量、大きさ、数量等を記入してください。

④申請の審査：産学共同研究センター運営委員会(以下「センター運営委員会」という。)で、申請書類を基に審査を行い、研究室の貸与の可否、貸与研究室数等を決定します。研究室の貸与が決まった申請者には、「産学共同研究センター研究室貸与承認書」(以下「貸与承認書」という。)により内容をお知らせします。

5. 入居後のご案内

①産学共同研究センター利用に関わる経費等

a. 研究センター利用に関わる研究費の取り扱い

申請時の外部研究資金を産学共同研究費とし、毎年度4月1日～翌年3月31日の間の執行、決算となります。

b. 産学共同研究費では、通常の研究経費の他に次の経費をお支払いいただきます。

- ・管理運営費＝当センター研究室利用申請の外部研究資金として学園に払い込まれる研究費の10%相当額です。入金時1回限りの納入です。
- ・研究室利用料＝一研究室単位(基本ユニット)あたり月額4万円で、毎月分前払いです。
- ・光熱水費＝個別メータの検針結果に基づく実費請求書を毎月下旬にお送りし、お支払いいただきます。
- ・その他研究センター利用に関わる費用＝専用外線電話架設・利用料等。
- ・工事費、機器搬入費等＝研究室の設備接続工事、オプション工事、機器搬入、研究期間終了時の原状回復の費用等。

*間接経費(30%の間接経費比率の場合)の上積みのある公的資金による研究センター利用者は、間接経費のうち70%を大学に納入するため、産学共同研究センター管理運営費は徴収されません。

②その他の取り扱い

- a. 外線電話の設置＝研究室には、内線通話のみの電話が設置されています。外線電話の設置を希望する場合は、施設課にご相談ください。
- b. 清掃＝共用部分のみ清掃します。研究室内の清掃はオプションとなります。
- c. 玄関カードキー＝登録願いに、専任教員は教職員コード、学生は学籍番号(学生証の再発行等明記)、学外者は氏名を記入して提出いただきますと登録手続きをします。専任教員は身分証明カード、学生は学生証で利用できます。
- d. 研究室の鍵＝5号館受付で貸し出します。
- e. 共用部分の利用＝会議室、応接室は、各室入り口にあるホワイトボードに予定を記入の上、利用してください。
- f. 徹夜実験等＝あらかじめ学事課に届を出していただきます。ただし宿泊は認められません。

- 公的資金で、年度末ぎりぎりの請求により支払えないもの、あるいは当該研究費の不足により支払えないものは、他の外部資金によりお支払いいただきます。
- 採択された利用申請と使用目的、内容等が実際と著しく相違するとき、又は産学共同研究センターに関わる経費の支払ができなくなったときは、研究室の貸与を取り消すことがあります。

6. 申請書提出先：八王子1号館旧研究推進課(研究支援室の代行)